

新	旧	備 考
<p>第38類 各種の化学工業生産品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p><u>(4) 2の認証標準物質</u></p> <p><u>(5) 3の(a)又は(c)の物品</u></p> <p>(b) (省略)</p> <p><u>(c) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物（汚泥を含み、第20類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照）</u></p> <p><u>(d) (省略)</u></p> <p><u>(e) (省略)</u></p> <p>2 (A) 第38.22項において「認証標準物質」とは、認証することとなる特性値、精度及びその特性値を求める際に用いられた方法を示す証明書が添付されており、分析用、検定用又は標準用として適する標準物質をいう。</p> <p>(B) 認証標準物質は、第28類及び第29類の物品を除くほか、第38.22項に属するものとし、この表の他のいずれの項にも属しない。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに使用済みの電池）</p> <p><u>(b) 産業廃棄物</u></p> <p><u>(c) 第30類主4(k)の薬剤廃棄物</u></p> <p><u>(d) 注6(a)の医療廃棄物</u></p> <p>5 第38.25項において「下水汚泥」とは、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすりとつたくず及び安定化されていない汚泥を含むものとし、肥料として安定化された汚泥を除く（第31類参照）。</p> <p>(次葉へ)</p>	<p>第38類 各種の化学工業生産品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p><u>(4) 2の(a)又は(c)の物品</u></p> <p>(b) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(c) (省略)</u></p> <p><u>(d) (省略)</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>6 第38.25 項において「その他の廃棄物」とは、次の物品をいう。ただし、第38.25 項には、  <u>石油及び歴青油を主成分とする廃棄物を含まない</u>(第27.10 項参照)。</p> <p>(a) <u>医療廃棄物</u>(医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的行為から生ずる病原菌又は薬剤を含んでいることが多い汚染された廃棄物で、特別な廃棄処置が要求されるもの(例えば、汚染された衣類、使用済みの手袋及び使用済みの注射器)をいう。)</p> <p>(b) <u>有機溶剤廃棄物</u></p> <p>(c) <u>金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物</u></p> <p>(d) <u>化学工業</u>(類似の工業を含む。)において生ずる廃棄物((b)及び(c)のものを除く。)</p> <p style="text-align: center;">◦◦◦</p> <p><u>号注</u></p> <p>1 第3825.41 号及び第3825.49 号において「有機溶剤廃棄物」とは、<u>有機溶剤を主成分とするもので、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物</u>(溶剤の回収を目的とするかしないかを問わない。)をいう。</p>	<p>(前葉より)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	

	新	旧	備 考
38.02	<p>活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獸炭（廃獸炭を含む。） (省略)</p> <p>(A) 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) <u>活性化した化学品：例えば、活性化アルミナ (28.18)、活性化シリカゲル (28.11 及び38.24)、人造ゼオライトイオン交換体 (28.42 又は、パインダーを含んでいる場合には38.24) 及びスルホン化石炭イオン交換体 (sulphonated coal ion-exchanger) (38.24)</u></p> <p>(c)~(e) (省略)</p> <p>(B) (省略)</p>	<p>活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獸炭（廃獸炭を含む。） (省略)</p> <p>(A) 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) <u>活性化した化学薬品：例えば、活性化アルミナ (28.18)、活性化シリカゲル (28.11 及び38.24)、人造ゼオライト及びスルфон化石炭イオン交換体 (sulphonated coal ion-exchanger) (38.24)</u></p> <p>(c)~(e) (省略)</p> <p>(B) (省略)</p>	
38.08	<p>殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえとり紙）に限る。） (省略)</p> <p>これらの物品は、次の場合に限りこの項に属する。</p> <p>(1) 消毒剤、殺虫剤として小売用に包装したもの（金属容器入り、板紙製カートン入り等）及び通常小売で販売されることが明らかな形状（例えば、ボール状、一連になったボール、タブレット及び板）のもの</p> <p>このような形状にした物品は、混合物であるかないかを問わない。混合していない物品には、他の形状では、29類に属する化学的に单一の化合物（例えば、ナフタレン又は1, 4 - ジクロロベンゼン）がある。</p> <p>この項には、更に、次の物品を含む（消毒剤、殺菌剤等として小売用に包装したものに限る。）</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) <u>ポリ(ビニルピロリドン) よう素：よう素とポリ(ビニルピロリドン)の反応生成物</u> (省略)</p>	<p>殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえとり紙）に限る。） (省略)</p> <p>これらの物品は、次の場合に限りこの項に属する。</p> <p>(1) 消毒剤、殺虫剤として小売用に包装したもの（金属容器入り、板紙製カートン入り等）及び通常小売で販売されることが明らかな形状（例えば、ボール状、一連になったボール、タブレット及び板）のもの</p> <p>このような形状にした物品は、混合物であるかないかを問わない。混合していない物品には、他の形状では、29類に属する化学的に单一の化合物（例えば、ナフタレン又は1, 4 - ジクロロベンゼン）がある。</p> <p>この項には、更に、次の物品を含む（消毒剤、殺菌剤等として小売用に包装したものに限る。）</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) <u>ポリビニルピロリドン よう素：よう素とポリビニルピロリドンの反応生成物</u> (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>38.11 アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤(鉱物油(ガソリンを含む。)用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。) (省略)</p> <p>(A) 鉱物油用調製添加剤</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 ガソリン(ペトロール)用添加剤:これらには、次の物品を含む。</p> <p>(a) アンチノック剤:燃料の早期着火に対する抵抗を増加し、かつ、ノッキングを防止するもの。これらは、通常、テトラエチル鉛及びテトラメチル鉛をもととし、更に、例えば、1, 2 -ジブロムエタン又はモノクロロナフタレンを含む。<u>この項には、鉛アンチノック剤の貯蔵タンクから得られた鉛アンチノック剤の汚泥で、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄からなるものを含まない(26.20)。</u></p> <p>(b)~(e) (省略)</p> <p>3, 4 (省略)</p> <p>(B) 鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤 鉱物油と同じ目的に使用する液体には、次の物品がある。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 合成潤滑剤</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>ポリエーテル類をもととするもの(ポリ(オキシエチレン)(ポリエチレンジリコール)又はポリ(オキシプロピレン)(ポリプロピレンジリコール))</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>38.11 アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤(鉱物油(ガソリンを含む。)用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。) (省略)</p> <p>(A) 鉱物油用調製添加剤</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 ガソリン(ペトロール)用添加剤:これらには、次の物品を含む。</p> <p>(a) アンチノック剤:燃料の早期着火に対する抵抗を増加し、かつ、ノッキングを防止するもの。これらは、通常、テトラエチル鉛及びテトラメチル鉛をもととし、更に、例えば、1, 2 -ジブロムエタン又はモノクロロナフタレンを含む。</p> <p>(b)~(e) (省略)</p> <p>3, 4 (省略)</p> <p>(B) 鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤 鉱物油と同じ目的に使用する液体には、次の物品がある。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 合成潤滑剤</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>ポリエーテル類をもととするもの(ポリエチレンエーテル類又はポリプロピレンジリコール)</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>38.12 調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(A) (省 略)</p> <p>(B) ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>ここには、複合した可塑剤を含む。これらは、プラスチックに、要求された柔軟度を与えるため又は配合ゴムの可塑剤を増すために使用するものである。この種の物品の例としては、二以上のフタル酸エステルを意図的に混合したもの及び<u>38.23 項の脂肪性アルコールの混合物</u>から製造された混合ジアルキルフタレートがある。可塑剤は、<u>ポリ(塩化ビニル)</u>及びセルロースエステルに広く使用されている。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(C) ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤</p> <p>これには、ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤（例えば、ゴム工業において硬化又は老化を防止するため使用するもの）を含む。これらには、アルキル化ジフェニルアミンの混合物又はN-ナフチルアニリンをもとした調製品のようなものがある。</p> <p>これには、更に、ゴム用又はプラスチック用のその他の複合した安定剤を含む。この種の物品の例には、二以上の安定剤を意図的に混合した物品及び反応混合物（<u>38.23 項の脂肪性のアルコールの混合物</u>から得られる有機すず化合物の混合物）がある。プラスチック用の複合した安定剤の主な用途は、<u>ポリ(塩化ビニル)</u>のようある種の重合体類の脱塩化水素を抑制するために使用する。これらは、また、ポリアミド類の熱安定剤としても使用される。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>38.12 調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(A) (省 略)</p> <p>(B) ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>ここには、複合した可塑剤を含む。これらは、プラスチックに、要求された柔軟度を与えるため又は配合ゴムの可塑剤を増すために使用するものである。この種の物品の例としては、二以上のフタル酸エステルを意図的に混合したもの及び<u>15類の脂肪性アルコールの混合物</u>から製造された混合ジアルキルフタレートがある。可塑剤は、<u>ポリ塩化ビニル</u>及びセルロースエステルに広く使用されている。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(C) ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤</p> <p>これには、ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤（例えば、ゴム工業において硬化又は老化を防止するため使用するもの）を含む。これらには、アルキル化ジフェニルアミンの混合物又はN-ナフチルアニリンをもとした調製品のようなものがある。</p> <p>これには、更に、ゴム用又はプラスチック用のその他の複合した安定剤を含む。この種の物品の例には、二以上の安定剤を意図的に混合した物品及び反応混合物（<u>15類の脂肪性のアルコールの混合物</u>から得られる有機すず化合物の混合物）がある。プラスチック用の複合した安定剤の主な用途は、<u>ポリ塩化ビニル</u>のようある種の<u>ポリマー類</u>の脱塩化水素を抑制するために使用する。これらは、また、ポリアミド類の熱安定剤としても使用される。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>38.16 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第38.01項の物品を除く。）            (省 略)            この項には、更に、耐火性のコンクリートで、耐熱性水硬セメント（例えば、アルミナセメント）及び耐火性骨材の混合物から成るものを含む。これらは、炉、コークス炉等の基礎又は次に掲げるものと同様、炉の内張りの修繕に使用する。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) <u>充てん用混合物 (ramming mixes)</u> (ドロマイトラミングミックスを除く。) : これらは、組成上、上記(a)の物品に類似したものである。これらは、手動の空気圧縮打込み機で施工され、稠密な被覆物又は充てん物を形成するものである。</p> <p>(c) (省 略)  <u>この項には、次の物品を含まない。</u></p> <p><u>(a) ドロマイトラミングミックス (25.18)</u></p> <p><u>(b) 38.01項の炭素質のペースト</u></p>	<p>38.16 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第38.01項の物品を除く。）            (省 略)            この項には、更に、耐火性のコンクリートで、耐熱性水硬セメント（例えば、アルミナセメント）及び耐火性骨材の混合物から成るものを含む。これらは、炉、コークス炉等の基礎又は次に掲げるものと同様、炉の内張りの修繕に使用する。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) <u>充てん用混合物 (ramming mixes)</u> : これらは、組成上、上記(a)の物品に類似したものである。これらは、手動の空気圧縮打込み機で施工され、稠密な被覆物又は充てん物を形成するものである。</p> <p>(c) (省 略)  <u>この項には、38.01項の炭素質のペーストを含まない。</u></p>	
<p>38.17 混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第27.07項又は第29.02項のものを除く。）            (削 除)            (削 除)            (省 略)</p>	<p>38.17 混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第27.07項又は第29.02項の物品を除く。）  <u>3817.10 - 混合アルキルベンゼン</u>  <u>3817.20 - 混合アルキルナフタレン</u>            (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>38.22 <u>診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第30.02 項又は第30.06 項のものを除く。）並びに認証標準物質</u></p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、支持体を使用した診断用又は理化学用の試薬及び調製した診断用又は理化学用の試薬を含む。ただし、30.02 項の診断用の試薬、30.06 項の患者に直接投与する診断用試薬及び血液型判定用試薬は含まれない。この項には、更に、認証標準物質を含む。診断用試薬は、人間及び動物の物理的、生物物理的又は生物化学的経過及び状態の検査に使用される。その機能は、当該試薬を構成する生体物質又は化学物質の変化を測定し又は観察することに基づいている。この項の診断用調製試薬は、その機能において3006.30 号の患者に投与するためのものに類似することもあるが、生体内よりむしろ試験管において適用するために用いられる。理化学用調製試薬は、診断用試薬のみならず、検査又は診断以外の目的に使用するその他の分析用の試薬を含む。診断用又は理化学用調製試薬は、医療用、獣医用、科学用若しくは産業実験室用、病理用、工業用、屋外又は時には家庭用に用いられる。</p> <p>（省 略）</p> <p>この項の試薬は、診断用又は理化学用試薬のみに使用するものであると明らかに判断できるものであり、それは、成分、ラベル表示、試験管用又は理化学用の取扱い説明書、どのような診断用検査に用いられるかに係る表示又は物理的形態（例えば、支持体又は補体の存在）により明確になる。</p> <p>認証標準物質は、第28類及び第29類の物品を除くほか、第38.22 項に属するものとし、この表の他のいずれの項にも属しない。</p> <p>この項の認証標準物質は、装置の校正、測定方法の評価又は物質の様々な値の算定のために調製された標準物質である。これらの標準物質は次のものより成ることがある。</p> <p>(a) 濃度が正確に確定している被分析物質を添加した基質物質</p> <p>(b) 混合されてない物質で、特定の成分濃度（例えば、粉乳中のたんぱく質又は脂質の含有量）が正確に確定しているもの</p> <p>(c) 特定の性質（例えば、張力、比重）が正確に確定している物質（天然の物質であるか合成の物質であるかを問わない。）</p> <p>（次葉へ）</p>	<p>38.22 <u>診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第30.02 項又は第30.06 項のものを除く。）</u></p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、支持体を使用した診断用又は理化学用の試薬及び調製した診断用又は理化学用の試薬を含む。ただし、30.02 項の診断用の試薬、30.06 項の患者に直接投与する診断用試薬及び血液型判定用試薬は含まれない。診断用試薬は、人間及び動物の物理的、生物物理的又は生物化学的経過及び状態の検査に使用される。その機能は、当該試薬を構成する生体物質又は化学物質の変化を測定し又は観察することに基づいている。この項の診断用調製試薬は、その機能において3006.30 号の患者に投与するためのものに類似することもあるが、生体内よりむしろ試験管において適用するために用いられる。理化学用調製試薬は、診断用試薬のみならず、検査又は診断以外の目的に使用するその他の分析用の試薬を含む。診断用又は理化学用調製試薬は、医療用、獣医用、科学用若しくは産業実験室用、病理用、工業用、屋外又は時には家庭用に用いられる。</p> <p>（省 略）</p> <p>この項の物品は、診断用又は理化学用試薬のみに使用するものであると明らかに判断できるものであり、それは、成分、ラベル表示、試験管用又は理化学用の取扱い説明書、どのような診断用検査に用いられるかに係る表示又は物理的形態（例えば、支持体又は補体の存在）により明確になる。</p> <p>（新 設）</p> <p>（次葉へ）</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>38.22   <u>これらの標準物質は、認証することとなる特性値、精度、その特性値を求める際に用いられた方法及び認証機関を示す証明書が添付されていなくてはならない。</u>  <u>この項には、診断用又は理化学用の試薬として使用する形状のものであつても、次の試薬は含まない。</u></p> <p>(a)~(d) (省 略)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>38.22   <u>この項には、診断用又は理化学用の試薬として使用する形狀のものであつても、次の物品は、含まない。</u></p> <p>(a)~(d) (省 略)</p>	
<p>38.23   工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール            (省 略)</p> <p>(A) アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸            この項には、次の物品を含む。            (1)~(6) (省 略)            (7) アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの：これは比較的遊離脂肪酸の含有量が多い油で、粗油の精製の際に生ずるソーブストックを鉛酸で分解することにより製造する。            (省 略)</p> <p>(B) 工業用の脂肪性アルコール            (省 略)            上記(1)から(4)に掲げた脂肪性アルコールは、スルファン化誘導体（これらのアルカリ塩が34.02 項の有機界面活性剤である。）の調製に使用される。(5)の脂肪性アルコールは、<u>ポリ(塩化ビニル)</u>の可塑剤の製造に使用する。            (省 略)</p>	<p>38.23   工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール            (省 略)</p> <p>(A) アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸            この項には、次の物品を含む。            (1)~(6) (省 略)            (7) アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの：これは比較的遊離酸の含有量が多い油で、粗油の精製の際に生ずるソーブストックを鉛酸で分解することにより製造する。            (省 略)</p> <p>(B) 工業用の脂肪性アルコール            (省 略)            上記(1)から(4)に掲げた脂肪性アルコールは、スルファン化誘導体（これらのアルカリ塩が34.02 項の有機界面活性剤である。）の調製に使用される。(5)の脂肪性アルコールは、<u>ポリ塩化ビニル</u>の可塑剤の製造に使用する。            (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>38.24 鑄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>(省 略) この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省 略) (B) 化学品及び化学又はその他の調製品 (省 略)</p> <p>上記の要件を満たすことを条件として、この項に含まれる調製品及び化学品には、次の物品がある。</p> <p>(1)~(9) (省 略) (10) 分子量が極めて低いポリ(オキシエチレン)(ポリエチレングリコール): 例えは、ジ、トリ及びテトラ(オキシエチレン)グリコールの混合物 ただし、その他のポリ(オキシエチレン)(ポリエチレングリコール)は、 含まない(39.07 又は人造ろうの性格を有している場合は34.04)。</p> <p>(11)~(13) (省 略) (14) イオン交換体(酸又は塩基交換体を含むものとし、39類の重合体を除く。): これらは不溶性物品で、電解質の溶液と接触させるとイオン交換体自身のイオンの一つと溶液中に溶解している物質に含まれているイオンの一つとを交換する。この性質は、工業的に有用な価値がある(例えは、ボイラ用、繊維又は染色工業用、洗たく業用等の硬水からカルシウム塩又はマグネシウム塩を除去する。)。さらに、これらは、塩水を飲料水に変えること等にも使用する。ただし、人造ゼオライト(化学的に単一であるかないかを問わず、<u>バインダーを含有するものを除く。</u>)は、含まない(28.42)。</p> <p>(15)~(21) (省 略) (22) ワインその他の発酵酒の清澄に主として使用する調製品:これらは、一般に、<u>ポリ(ビニルピロリドン)又はゼラチン様若しくはアルブミン様物質(アイシングラス、ゼラチン、ヤハズツノマタ(carragreen moss)又は卵白のようないわゆる)をもととするものである。</u>ただし、酵素を含んだものは含まれない(35.07)。</p> <p>(23)~(32) (省 略) (次葉へ)</p>	<p>38.24 鑄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに当該工業において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く。)</p> <p>(省 略) この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省 略) (B) 化学品及び化学又はその他の調製品 (省 略)</p> <p>上記の要件を満たすことを条件として、この項に含まれる調製品及び化学品には、次の物品がある。</p> <p>(1)~(9) (省 略) (10) 分子量が極めて低いポリエチレングリコールの混合物:例えは、ジ、トリ及びテトラエチレングリコールの混合物 ただし、その他のポリエチレングリコールは、含まない(39.07 及び人造ろうの性格を有しておれば34.04)。</p> <p>(11)~(13) (省 略) (14) イオン交換体(酸又は塩基交換体を含むものとし、39類の重合体を除く。): これらは不溶性物品で、電解質の溶液と接触させるとイオン交換体自身のイオンの一つと溶液中に溶解している物質に含まれているイオンの一つとを交換する。この性質は、工業的に有用な価値がある(例えは、ボイラ用、繊維又は染色工業用、洗たく業用等の硬水からカルシウム塩又はマグネシウム塩を除去する。)。さらに、これらは、塩水を飲料水に変えること等にも使用する。これらには、人造のナトリウムゼオライト(アルミニオケイ酸塩)を含む。</p> <p>(15)~(21) (省 略) (22) ワインその他の発酵酒の清澄に主として使用する調製品:これらは、一般に、<u>ポリビニルピロリドン又はゼラチン様若しくはアルブミン様物質(アイシングラス、ゼラチン、ヤハズツノマタ(carragreen moss)又は卵白のようないわゆる)をもととするものである。</u>ただし、酵素を含んだものは含まれない(35.07)。</p> <p>(23)~(32) (省 略) (次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>38.24 (33) ある種の治療物質（例えば、抗生物質）を製造する際の中間生成物：微生物による発酵、ろ過及び第1段階の抽出で得られ、一般にその活性物質の含有量は70%以下である。例えば、アルカリ性ケーキはクロロテトラサイクリン（オーレオマイシン）製造の中間体で、不活性菌糸体、ろ過助剤及び10~15%のクロロテトラサイクリンより成る。</p> <p>(34)~(39) (省 略)</p> <p>(40) ゲル化剤：化学的に単一な物品ではなく、モンモリロナイトに親有機性を与える特殊な処理を施したクリーム色がかつた白色粉末で、多くの有機調製品（ペイント、ワニス、<u>ビニール重合体分散剤</u>、ろう、接着剤、マスチック複合物、化粧品等）の製造に使用する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(次葉へ)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>38.24 (33) ある種の治療物質（例えば、抗生物質）を製造する際の中間生成物：微生物による発酵、ろ過及び第1段階の抽出で得られ、一般に以下の活性物質を含んでいる。例えば、アルカリ性ケーキはクロロテトラサイクリン（オーレオマイシン）製造の中間体で、不活性菌糸体、ろ過助剤及び10~15%のクロロテトラサイクリンより成る。</p> <p>(34)~(47) (省 略)</p> <p>(40) ゲル化剤：化学的に単一な物品ではなく、モンモリロナイトに親有機性を与える特殊な処理を施したクリーム色がかつた白色粉末で、多くの有機調製品（ペイント、ワニス、<u>ビニール分散剤</u>、ろう、接着剤、マスチック複合物、化粧品等）の製造に使用する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(C) 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（この表の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(1) <u>alkaline iron oxide</u>：ボーキサイトからアルミニウムを抽出する際の一工程において副産物として得られるもので、不純物として酸化第二鉄を含む。これは、ガス（特に石炭ガス）の精製に使用する。これらの副産物は、また、炭酸ナトリウム、シリカ等を含有する。</p> <p>(2) <u>抗生物質の製造の際に生ずる残留物（「ケーキ」と呼ばれるもの）</u>で、抗生物質の含有量が非常に少なく、配合飼料の調製に適するもの</p> <p>(3) <u>アンモニア性ガス液</u>：石炭ガスから凝縮した粗コールタールを沈降させた水層部分として又は石炭ガスを洗浄するに使用した水にアンモニアを吸收させることによつて得られる。通常、輸送前に濃縮する。かつ色の液体で、アンモニウム塩（特に硫酸アンモニウム）及び精製し、かつ、濃縮したアンモニア水の製造に使用する。</p> <p>(4) <u>廃酸化鉄 (spent oxide)</u>：ガス中のアンモニア含有量の大部分を水で抽出した後、石炭ガスは、通常、褐鉄鉱又は含水酸化鉄（）、おがくず及び硫酸カルシウムからなる集合体（mass）を通過させて化学的に精製される。この集合体は、石炭ガスから、ある種の不純物（硫化水素、シアノ化水素酸等）を除去する。使用済みになつた集合体は、硫黄、紺青、少量のアンモニウム塩及び他の物質を含んでおり、廃酸化鉄として知られている。通常、緑色から褐色を帯びた粉末又は細粒で、不快臭があり、主としてシアノ化物（特に紺青）の原料として又は肥料若しくは殺虫剤として使用する。</p> <p>(次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>38.24 この項には、次の物品を含まない。            (前葉より)            (削除)            (削除)  <u>(a)</u> (省略)  <u>(b)</u> (省略)            (省略)</p>	<p>38.24 この項には、次の物品を含まない。            (前葉より)  <u>(a)</u> 精油の脱テルペンの際に得られるテルペン系副産物(33.01)。  <u>(b)</u> 木材パルプの製造の際に得られる廃液(38.04)。  <u>(c)</u> (省略)  <u>(d)</u> (省略)            (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>38.25 <u>化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物</u></p> <p>3825.10 - <u>都市廃棄物</u></p> <p>3825.20 - <u>下水汚泥</u></p> <p>3825.30 - <u>医療廃棄物</u></p> <p>    - <u>有機溶剤廃棄物</u></p> <p>3825.41 - - <u>ハロゲン化合物</u></p> <p>3825.49 - - <u>その他のもの</u></p> <p>3825.50 - <u>金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物</u></p> <p>    - <u>化学工業（類似の工業を含む。）において生ずるその他の廃棄物</u></p> <p>3825.61 - - <u>有機物を主成分とするもの</u></p> <p>3825.69 - - <u>その他のもの</u></p> <p>3825.90 - <u>その他のもの</u></p> <p>(A) <u>化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）</u></p> <p>(1) <u>アルカリ酸化鉄：ガス（特に、石炭ガス）の精製に使用されるもので、不純物として酸化鉄を含み、ポーキサイトからアルミニウムを抽出する一過程で、副産物として得られる。この副産物は、炭酸ナトリウム、二酸化けい素等も含有する。</u></p> <p>(2) <u>抗生物質の製造の際に生ずる残留物：ケーキと呼ばれ、低濃度の抗生物質を含み、配合飼料の調製に適している。</u></p> <p>(3) <u>アンモニア性ガス液：石炭ガスを凝縮して得られた粗コールタールを沈殿させた場合の液状部分として又は石炭の洗浄に使用した水にアンモニアを吸収させることでも得られる。通常、輸送の前に濃縮される。かつ色の液状で、アンモニウム塩（特に、硫酸アンモニウム）の製造並びにアンモニアガスの水溶液の精製及び濃縮に使用される。</u></p> <p>(4) <u>廃酸化鉄（スペントオキサイド）：石炭ガスは、大部分のアンモニア成分を水抽出した後、沼鉄鉱又は水和した酸化鉄（）、のこくず及び硫酸カルシウムよりなる塊の中を通すことによって化学的に精製される。この塊は、ガスから不純物（硫化水素、シアノ化水素酸等）を除去する。使用後は、硫黄、ブルーシアンブルー、少量のアンモニウム塩及びその他の物質の混合物を含有し、廃酸化鉄（スペントオキサイド）として知られる。通常、緑からかつ色の粉状又は粒状で、不快臭がある。主として、硫黄及びシアノ化物（特にブルーシアンブルー）の原料、肥料又は殺虫剤として使用される。</u></p>	<p>38.25</p> <p>(新設)</p>	

新	旧	備 考
<p>38.25</p> <p>(前葉より)</p> <p><u>(B) 都市廃棄物</u></p> <p><u>この項に含まれる都市廃棄物とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物である。都市廃棄物は、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。</u></p> <p><u>廃棄物から分別された個々の物質又は物品（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに使用済みの電池）及び産業廃棄物は、この項から除かれ、この表の他の適当な項に属する（化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる産業廃棄物については、下記(D)参照。）。同様の物質及び物品で、個別に収集されたものも、それぞれ他の適当な項に属する。</u></p> <p><u>(C) 下水汚泥</u></p> <p><u>下水汚泥は、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすりとつたくす及び安定化されていない汚泥を含む。この項には、肥料としての使用に適した安定化された汚泥を含まない（31類）。ただし、安定化された汚泥のうち農業に害のあるその他の物質（例えば、重金属）を含有し、その結果肥料に適しなくなつたものはこの項に属する。</u></p> <p><u>(D) この類の注6のその他の廃棄物</u></p> <p><u>この項には、また、この類の注6の多様なその他の廃棄物で、以下のものを含む。</u></p> <p><u>(1) 医療廃棄物：医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的行為から生ずる病原菌、薬剤及び体液を含んでいることが多い汚染された廃棄物で、特別な廃棄処置が要求されるもの（例えば、汚染された衣類、使用済みの手袋及び使用済みの注射器）をいう。</u></p> <p><u>(2) 有機溶剤廃棄物：一般に清浄及び洗浄工程において生ずるもので、有機溶剤を主成分とするが、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物（溶剤の回収を目的とするかしないかを問わない。）をいう。</u></p> <p><u>石油又は歴青油を主成分とする廃棄物は含まない（27.10）。</u></p> <p><u>(3) 金属浸せき液、作動液、ブレーク液及び不凍液の廃棄物：提示の際に一次製品として更なる使用に適しないもので、通常、一次製品の回収に使用される。</u></p> <p><u>ただし、この項には、金属浸せき液の廃棄物から得られる灰及び残留物で、金属又は金属化合物の回収に使用される種類もの（26.20）及び作動液及びブレーク液の廃棄物で石油又は歴青油を主成分とするものを含まない（27.10）。</u></p> <p>(次葉へ)</p>		

新	旧	備 考
<p>38.25 (前葉より)</p> <p><u>(4) 化学工業(類似の工業を含む。)において生ずるその他の廃棄物</u></p> <p><u>この項には、次の物品を含まない。</u></p> <p>(a) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物で、砒素若しくは金屬の回収又はこれらの化合物の製造に使用される種類のもの(26.20)</p> <p>(b) 都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物(26.21)</p> <p>(c) 精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物(33.01)</p> <p>(d) 木材パルプの製造の際に生ずる廃液(38.04)</p>		